

「パスコ商品券」払戻しのお知らせ

協同組合太閤山ショッピングセンターは、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき
下記のとおり、パスコ商品券の払戻しを行います。

払戻商品券

未使用のパスコ商品券(1,000円券・500円券)

払戻期間

2024年 1月16日(火) から

2024年 3月31日(日) まで

※上記期間内に申し出されない場合は、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

払戻場所

パスコ インフォメーション 月曜～日曜 午前10時～午後6時

払戻方法

当該商品券を払戻場所にご持参の上、口頭にてその旨をお申し出ください。
その場で当該商品券と交換に、額面どおりの現金にてお支払いいたします。



◆お問い合わせ先◆

協同組合太閤山ショッピングセンター事務局

射水市中太閤山1丁目1番地1
TEL 0766-56-5511